

9月からの共済掛金（保険料）算定に係る定時決定について

9月は、組合員の皆さまの給与から毎月控除される掛金（保険料）の基礎となる、標準報酬月額「定時決定」が行われる月となります。「定時決定」及び「定時決定に係る年間平均の保険者算定」の制度内容について、改めてお知らせします。

なお、定時決定により決定した標準報酬月額及び等級は、9月の給与明細に記載されますのでご確認ください。

1 定時決定について

定時決定とは

すでに決定されている共済掛金（保険料）等の計算の基礎となる「標準報酬月額」と、組合員の皆さまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、その年の9月以降の「標準報酬月額」を決定することを定時決定といいます。

標準報酬月額とは

共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等に係る掛金（保険料）・負担金や、短期給付、厚生年金保険給付及び退職等年金給付の額における算定の基礎となるもので、組合員の皆さまの受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づき決められます。

定時決定の算定方法

7月1日時点で組合員である方が定時決定の対象となり（※1）、4月から6月までに受けた報酬月額（支払基礎日数が17日未満（常勤職員の3/4未満勤務する短期組合員については11日未満）であるときは、その月を除く）の平均額を標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します（※2・3）。

決定した標準報酬月額は、9月以降の掛金（保険料）等の算定の基礎になります。

（※1）以下の方はその年の定時決定の対象外です。

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・7月から9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われた方。

（※2）支払基礎日数：その月の報酬支払の基礎となった日数。（勤務を要しない日、報酬の全部が支給されない日（欠勤、無給の休職、無給の休暇等）は除く。報酬の一部が支給されない日（私傷病休職8割支給、減給処分等）は含む。）

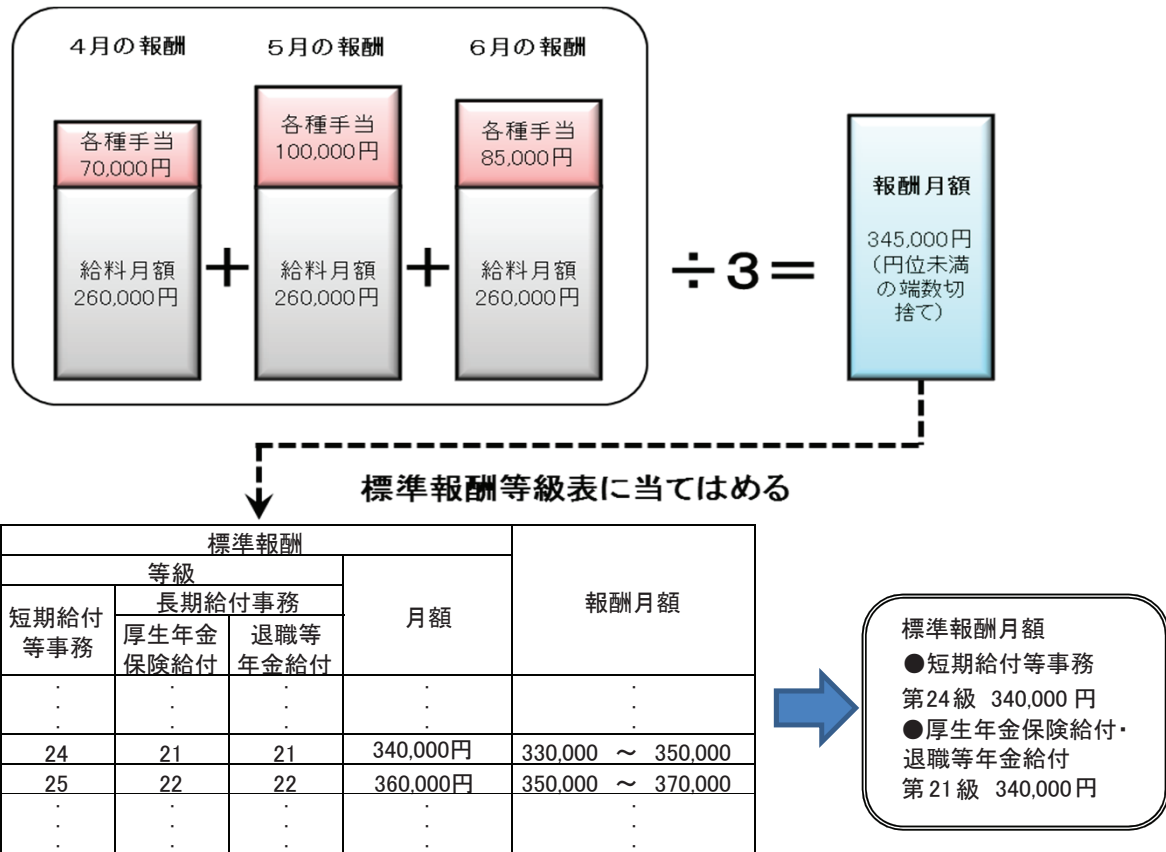
（※3）報酬の範囲

報酬	○給料（給料表の給料月額）
	○諸手当のうち 扶養、地域、住居、初任給調整、単身赴任、特殊勤務、超過勤務、通勤（6か月定期は1か月相当で計算）、宿日直、管理職、管理職員特別勤務、休日給、夜勤、寒冷地 等
報酬とはならない例	○実費弁償的なもの（出張旅費、災害派遣手当 等） ○労務の対象とされない年金、共済組合・厚生会からの給付金 ○児童手当 ○退職手当

Point!

超過勤務手当の額も含めて、標準報酬月額が決定されます。

◇ 定時決定のイメージ



2 定時決定における主な保険者算定

定時決定において、通常の方法により報酬月額を算定するのが困難であるときや、算定結果が著しく不当なときは、次の方法で保険者算定を行います。

●一部の月を除く算定

- 4月～6月において、次のいずれかに該当する月がある場合は、その月を除いて算定します。
- ・ 欠勤や無給の休職等により、報酬の全部が支給されない日の属する月で、支払い基礎日数が17日未満(常勤職員の3/4未満勤務する短期組合員については11日未満)となる月
 - ・ 欠勤や無給の休職等により、報酬の一部が支給されない日の属する月(※)

(※) 育児部分休業により報酬が減額される日が属する月、産前産後休業・病気休暇により通勤手当・管理職手当が支給されない月は、「報酬の一部が支給されない日の属する月」には該当せず、実際に支給された報酬により報酬月額を算定します。

●従前の報酬月額による算定

- 4月～6月の各月とも、次のいずれかに該当する場合は、従前の報酬月額により算定します。
- ・ 欠勤や無給の休職等により、支払い基礎日数が17日未満(常勤職員の3/4未満勤務する短期組合員については11日未満)となる場合
 - ・ 欠勤や無給の休職等により、報酬の一部が支給されない日の属する月(※同上)である場合

●育児短時間勤務者の算定

- ・ 一月当たりの勤務を要する日数が17日以上(週5勤務等)の場合、実際に受けた報酬により報酬月額を算定します。
- ・ 一月当たりの勤務を要する日数が17日未満(週3勤務等)の場合、支払基礎日数が17日未満である月(勤務日数が、要勤務日数に4分の3を乗じて得た数に相当する日数以上となる月に限る。)を17日以上である月とみなして報酬月額を算定します。

(例): 週3勤務により当該月の要勤務日数が15日の場合 ⇒ 15日 × 3/4(端数切上げ) = 12日
この場合、勤務した日数が12日以上であれば算定基礎月に含めることになります。

●年間平均による保険者算定

下記、「3 定時決定に係る年間平均による保険者算定」を参照。

3 定時決定に係る年間平均による保険者算定

9月の「定時決定」は、2月から4月に行った超過勤務の手当が含まれた4月から6月までの報酬をもとに決定されます。しかしながら、例年2月から4月までが繁忙期にあたるなど、業務の性質上、通常の定時決定を行うことが著しく不当であると認められる場合は、年間の報酬の月平均額で算定を行う保険者算定が行われます。

【定時決定に係る年間平均による保険者算定について】

次を満たした場合に、年間平均額による保険者算定の対象となります。

(1) 次のアとイとの間に2等級以上の差があること

ア 4月から6月で算出した標準報酬月額

R5.4	R5.5	R5.6
報酬(基本給+諸手当)		

÷3 = 報酬の月額 → 標準報酬の等級表に当てはめる → 標準報酬月額

イ 年間(前年7月から本年6月)で算出した標準報酬月額

R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6
報酬(基本給+諸手当)											

÷12 = 報酬の月額 → 標準報酬の等級表に当てはめる → 標準報酬月額

※ ア、イの算出において、支払い基礎日数が17日未満の月は除きます。

(2) 上記(1)の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること

【保険者算定に係る手続き(同意書及び申立書)について】

対象となる組合員には「保険者算定に係る組合員同意書(定時決定)」が配付され、保険者算定を希望する場合は、同意書に記入の上、所属へ提出することとしています。

またこの他に、所属等から共済組合へ提出される「保険者算定に係る所属の申立書(定時決定)」により、例年繁忙が見込まれる職場であると認められた場合、保険者算定を行います。

令和4年度の定時決定から

4月から6月までの間に産前産後休暇を取得した場合も保険者算定の対象となりました。
共済時報No.599『産前産後休暇取得者の定時決定における保険者算定について』
をご覧ください。

4 標準報酬月額による掛金（保険料）及び給付の算定例

標準報酬は、掛金（保険料）、長期給付（年金）及び短期給付（傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、等）の算定基礎となります。定時決定等により標準報酬月額が変動した場合、これらの額も変動します。

【算定例：掛金（保険料） 一般の組合員】

○標準報酬月額470,000円

- ① 厚生年金保険料 43,005円(470,000円 × 91.50/1000)
- ② 退職等年金掛金 3,525円(470,000円 × 7.50/1000)
- ③ 短期掛金 21,084円(470,000円 × 44.86/1000)
- ④ 介護掛金 3,962円(470,000円 × 8.43/1000)

(端数切捨)

(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

【算定例：掛金（保険料） 短期組合員】

○標準報酬月額220,000円

- ① 短期掛金 9,869円(220,000円 × 44.86/1000)
- ② 介護掛金 1,854円(220,000円 × 8.43/1000)

(端数切捨)

(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

【算定例：育児休業手当金】

○標準報酬月額300,000円、当該育児休業の期間が180日に達するまでの期間の場合
標準報酬日額(300,000円 × 1/22) × 0.67(支給率) = 9,136円(日額) (端数切捨)

【掛金・保険料率】

単位：千分率(‰)

区分		令和5年度 掛金率	
		一般の組合員	短期組合員
長期 給付	厚生年金保険料	91.50 ※1	
	退職等年金掛金	7.50	
短期 給付	短期掛金 ※2	44.86	44.86
	介護掛金 ※3	8.43	8.43
掛金率 計		143.86	44.86
掛金率 計 (40歳以上65歳未満)		152.29	53.29
後期高齢者医療被保険者(75歳以上)		10.30 ※4	2.80 ※5

※1 厚生年金保険料は70歳未満の組合員の方に納めていただきます。

※2 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率を含みます。

※3 介護掛金は、介護保険第2号被保険者(市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の者)である組合員の方に納めていただきます(40歳に達した月(1日生まれの方は前月)の分から65歳に達した月の前月(1日生まれの方は前々月)の分まで)。

※4 退職等年金掛金及び育児・介護休業手当金に係る掛金率を含みます。

※5 育児・介護休業手当金に係る掛金率のみ適用します。

標準報酬等級表 (令和5年4月1日)

報酬		標準報酬等級			標準報酬月額 (円)	標準報酬日額 (円)	給与から控除される掛金額/月 (円)				掛金額合計/月 (円)	
		短期給付	長期給付				短期掛金①	長期給付②		介護掛金③	40歳未満 (①+②)	40歳以上 (①+②+③)
円以上	円未満		厚生年金	退職等年金給付	厚生年金保険料	退職等年金掛金						
0 ~	63,000	1	※	※	58,000	2,640	2,601	8,052	660	488	11,313	11,801
63,000 ~	73,000	2	※	※	68,000	3,090	3,050	8,052	660	573	11,762	12,335
73,000 ~	83,000	3	※	※	78,000	3,550	3,499	8,052	660	657	12,211	12,868
83,000 ~	93,000	4	1	1	88,000	4,000	3,947	8,052	660	741	12,659	13,400
93,000 ~	101,000	5	2	2	98,000	4,450	4,396	8,967	735	826	14,098	14,924
101,000 ~	107,000	6	3	3	104,000	4,730	4,665	9,516	780	876	14,961	15,837
107,000 ~	114,000	7	4	4	110,000	5,000	4,934	10,065	825	927	15,824	16,751
114,000 ~	122,000	8	5	5	118,000	5,360	5,293	10,797	885	994	16,975	17,969
122,000 ~	130,000	9	6	6	126,000	5,730	5,652	11,529	945	1,062	18,126	19,188
130,000 ~	138,000	10	7	7	134,000	6,090	6,011	12,261	1,005	1,129	19,277	20,406
138,000 ~	146,000	11	8	8	142,000	6,450	6,370	12,993	1,065	1,197	20,428	21,625
146,000 ~	155,000	12	9	9	150,000	6,820	6,729	13,725	1,125	1,264	21,579	22,843
155,000 ~	165,000	13	10	10	160,000	7,270	7,177	14,460	1,200	1,348	23,017	24,365
165,000 ~	175,000	14	11	11	170,000	7,730	7,626	15,200	1,275	1,433	24,456	25,889
175,000 ~	185,000	15	12	12	180,000	8,180	8,074	16,000	1,350	1,517	25,894	27,411
185,000 ~	195,000	16	13	13	190,000	8,640	8,523	16,800	1,425	1,601	27,333	28,934
195,000 ~	210,000	17	14	14	200,000	9,090	8,972	17,600	1,500	1,686	28,772	30,458
210,000 ~	230,000	18	15	15	220,000	10,000	9,869	20,400	1,650	1,854	31,649	33,503
230,000 ~	250,000	19	16	16	240,000	10,910	10,766	21,600	1,800	2,023	34,526	36,549
250,000 ~	270,000	20	17	17	260,000	11,820	11,663	23,200	1,950	2,191	37,403	39,594
270,000 ~	290,000	21	18	18	280,000	12,730	12,560	24,800	2,100	2,360	40,280	42,640
290,000 ~	310,000	22	19	19	300,000	13,640	13,458	26,400	2,250	2,529	43,158	45,687
310,000 ~	330,000	23	20	20	320,000	14,550	14,355	28,000	2,400	2,697	46,035	48,732
330,000 ~	350,000	24	21	21	340,000	15,460	15,252	29,600	2,550	2,866	48,912	51,778
350,000 ~	370,000	25	22	22	360,000	16,370	16,149	31,200	2,700	3,034	51,789	54,823
370,000 ~	395,000	26	23	23	380,000	17,280	17,046	32,800	2,850	3,203	54,666	57,869
395,000 ~	425,000	27	24	24	410,000	18,640	18,392	35,600	3,075	3,456	58,982	62,438
425,000 ~	455,000	28	25	25	440,000	20,000	19,738	40,000	3,300	3,709	63,298	67,007
455,000 ~	485,000	29	26	26	470,000	21,360	21,084	43,200	3,525	3,962	67,614	71,576
485,000 ~	515,000	30	27	27	500,000	22,720	22,430	46,400	3,750	4,215	71,930	76,145
515,000 ~	545,000	31	28	28	530,000	24,080	23,775	49,600	3,975	4,467	76,245	80,712
545,000 ~	575,000	32	29	29	560,000	25,440	25,121	52,800	4,200	4,720	80,561	85,281
575,000 ~	605,000	33	30	30	590,000	26,800	26,467	56,000	4,425	4,973	84,877	89,850
605,000 ~	635,000	34	31	31	620,000	28,160	27,813	59,200	4,650	5,226	89,193	94,419
635,000 ~	665,000	35	32	32	650,000	29,520	29,159	62,400	4,875	5,479	93,509	98,988
665,000 ~	695,000	36			680,000	30,880	30,504	65,600	4,875	5,732	94,854	100,586
695,000 ~	730,000	37			710,000	32,240	31,850	68,800	4,875	5,985	96,200	102,185
730,000 ~	770,000	38			750,000	34,000	33,645	72,000	4,875	6,322	97,995	104,317
770,000 ~	810,000	39			790,000	35,760	35,439	75,200	4,875	6,659	99,789	106,448
810,000 ~	855,000	40			830,000	37,520	37,233	78,400	4,875	6,996	101,583	108,579
855,000 ~	905,000	41			880,000	40,000	39,476	82,000	4,875	7,418	103,826	111,244
905,000 ~	955,000	42			930,000	42,480	41,719	85,600	4,875	7,839	106,069	113,908
955,000 ~	1,005,000	43			980,000	44,960	43,962	89,200	4,875	8,261	108,312	116,573
1,005,000 ~	1,055,000	44			1,030,000	46,820	46,205	92,800	4,875	8,682	110,555	119,237
1,055,000 ~	1,115,000	45			1,090,000	49,550	48,897	96,400	4,875	9,188	113,247	122,435
1,115,000 ~	1,175,000	46			1,150,000	52,270	51,589	100,000	4,875	9,694	115,939	125,633
1,175,000 ~	1,235,000	47			1,210,000	55,000	54,280	103,600	4,875	10,200	118,630	128,830
1,235,000 ~	1,295,000	48			1,270,000	57,730	56,972	107,200	4,875	10,706	121,322	132,028
1,295,000 ~	1,355,000	49			1,330,000	60,460	59,663	110,800	4,875	11,211	124,013	135,224
1,355,000 ~		50			1,390,000	63,180	62,355	114,400	4,875	11,717	126,705	138,422

※長期給付は、報酬が83,000円未満の場合も、1等級(標準報酬月額88,000円、標準報酬日額4,000円)です。また、報酬が665,000円以上の場合も、32等級(標準報酬月額650,000円、標準報酬日額29,550円)です。